

令和8年度 スマートシティ青森推進協議会 プロジェクト創出・推進事業
質問回答書

No.	対象書類	質問内容	回答
1	実施要項 別表1	審査基準（別表1）において「既存サービスと比較した優位性」が評価項目に含まれております。プロジェクト創出枠（調査研究・計画策定フェーズ）での応募の場合、当該項目の記載は必須でしょうか。創出枠の性質上、サービスとしての優位性比較が困難な段階であると認識しておりますが、記載不要の認識でよろしいでしょうか。	既存サービスとの比較は、想定するサービスが既存のサービスと類似する場合に記載することとしており、調査研究・計画策定フェーズにおいて具体的なサービスが想定されていない場合は記載する必要はありません。 ただし、想定する技術・アプローチの先進性（青森市において提供されていない技術の活用や、これまでにないアプローチであることなど）については記載をお願いいたします。
2	実施要項 別表1	審査基準（別表1）の「実現可能性」において、効果測定の方法が評価対象とされております。プロジェクト創出枠（調査研究・計画策定フェーズ）の段階においても、効果測定の方法および目標値の記載は必要でしょうか。	プロジェクト創出枠は調査研究・計画策定フェーズであるため、実証段階で用いるような詳細な効果測定手法までは必要ありません。 ただし、本フェーズにおいて実施する内容（調査内容・活動内容）に対する目標と、その達成状況をどのように確認・評価するかについて記載をお願いいたします。
3	実施要項 4応募資格及び手続き 4.2応募手続き 4.2.4企画提案書の作成	企画提案書の「課題解決の方法」に記載する「ユーザー側のメリット」について、本提案における想定ユーザーを自治体職員および建設業事業者として捉えておりますが、この捉え方に問題はないでしょうか。	想定ユーザーの設定については、特定の属性に限定していませんので、提案内容に応じて、想定されるユーザーを記載いただければ問題ありません。
4	実施要項 8スケジュール（再掲） 8.2事業実施フェーズ	事業スケジュールの記載範囲について、審査結果通知後の令和8年8月中旬から令和9年3月1日までの期間を対象として記載すればよいという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。事業スケジュールは、契約締結後から令和9年3月1日までの期間を対象として記載してください。 なお、契約期間終了後の取組について記載することは必須ではありませんが、全体のロードマップ等で示していただくことを推奨します。

令和8年度 スマートシティ青森推進協議会 プロジェクト創出・推進事業
質問回答書

No.	対象書類	質問内容	回答
5	実施要項 8スケジュール（再掲） 8.2事業実施フェーズ	審査結果通知前の事前準備活動（ヒアリング先の選定等）については、スケジュールへの記載は不要という理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。審査結果通知前に実施する事前準備活動（ヒアリング先の選定等）は契約期間外の活動であるため、事業実施スケジュールへの記載は不要です。
6	実施要項 3契約 3.1契約金額	企画提案書「1. 基本情報（共通）（2）企画概要」の「委託料見積額」欄には委託料額を、「3. 総事業費」欄には事業費の総額を記載する認識でおります。 その上で、記載方法についてご確認させてください。委託契約限度額（プロジェクト創出枠：税込100万円）を超える場合、「委託料見積額」には上限額である税込100万円（本体価格（税抜）：909,091円、消費税および地方消費税（10%）：90,909円、合計（税込）：1,000,000円）を記載し、「3. 総事業費」には自己負担分を含む事業費の総額を記載する、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。「委託料見積額」には各事業区分の上限額の範囲内で記載し、「総事業費」には自己負担分を含めた事業費総額（委託料を超える部分も含む全体額）を記載してください。なお、契約金額は採択候補者との協議のうえ決定するため、委託料見積額と必ずしも一致しない場合があります。